

指定介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

利用者に対する訪問型サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地
代表者（職名・氏名）	会長 石川 徹
設立年月日	昭和47年11月18日
電話番号	0566-46-3702

2. 事業所の概要

事業所の名称	碧南ふれあい訪問介護事業所	
サービスの種類	予防専門型訪問サービス・家事援助型訪問サービス	
事業所の所在地	〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地	
電話番号	0566-46-1198	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	2372800058
管理者の氏名	中川 英治	
事業の実施地域	碧南市内	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスとは、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、自立生活のために必要な見守りのほか、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

5. 営業日・時間及びサービス提供日・時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、年末年始を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分
サービス提供日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、年末年始を除く
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
訪問事業責任者	常勤 2人	
従事者	常勤 2人	非常勤 19人
うち介護福祉士	常勤 1人	非常勤 7人
うち旧訪問介護養成研修1級課程修了者	常勤 1人	
うち旧訪問介護養成研修2級課程修了者	非常勤 12人	

7. 利用料

サービスを利用した場合の「利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担額」は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合です。2割負担の場合は下記の2倍、3割負担の場合は下記の3倍をいただきます。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、家事援助型訪問サービスにおいては、月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、月額利用料ではなく契約日を起算日とした日割り計算になります。また、月の途中で契約を解除した場合にも、月額利用料ではなく契約解除日までの日割り計算になります。さらに、新規利用の場合は、1回初回加算（1割の場合209円）をいただきます。

(1) 予防専門型訪問サービス

利用計画	1月の利用回数	算定単位	利用者負担額(1割の場合)
週1回程度の利用	4回まで	1回 287単位	1回 299円
	5回以上	1月 1176単位	1月 1,226円
週2回程度の利用	8回まで	1回 287単位	1回 299円
	9回以上	1月 2349単位	1月 2,448円
週2回を超える程度の利用	12回まで	1回 287単位	1回 299円
	13回以上	1月 3727単位	1月 3,884円

(2) 家事援助型訪問サービス

利用計画	1月の算定単位	1月の利用者負担額 (1割の場合)
週1回程度の利用	900単位	938円
週2回程度の利用	1800単位	1,876円
週2回を超える程度の利用	2700単位	2,814円

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合も包括報酬のためキャンセル料は発生しません。

(4) 支払い方法

利用料（利用者負担額）は、1ヶ月ごとにまとめてご請求しますので、翌月26日（当日が休業日のときは、翌営業日）に指定の金融機関から口座振替の方法でお支払いいただきます。

金融機関からの引落し業務は、株式会社セディナに委託しています。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

お客様相談係	社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会 地域福祉課長 中川 英治
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00
電話番号	0566-46-3701
苦情解決責任者	事務局長 中川 英治

(2) 第三者委員

名 前	連 絡 先
榎 原 和 弘	電話番号 0566-42-5872
清 水 ヨシエ	電話番号 0566-41-2918
原 田 恵 子	電話番号 0566-48-1751

※第三者評価は実施しておりません。

(3) 行政機関その他

苦情受付機関	碧南市役所高齢介護課	電話番号 0566-41-3311
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165
	愛知県社会福祉協議会	電話番号 052-212-5515

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	中川 英治
虐待防止に関する担当者	三浦 晃敬

②成年後見制度の利用を支援します。

- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者へ周知しています。
- ⑤従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑥サービス提供中に、本事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

碧南ふれあい訪問介護事業所

管理者 中川 英治

説明者氏名

印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者　　住所

氏名

印

<令和7年4月1日改定>